

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	児童福祉法による障がい児支援		整理番号	1306-015		
第2次 総合計画体系	政策目標	1 健やかに暮らせるまち	担当部署	福祉課		
	分野別施策	5 障がい者支援の充実	所属長	森本 志子		
	主な施策	7 教育・療育環境の充実	電話番号	82-6306		
根拠法令等	児童福祉法					
事業実施方法区分	<input type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input checked="" type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	平成24年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input checked="" type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	児童福祉法における身体、知的、精神に障がいのある児童、また治療方針が確立していない疾病、その他特殊の疾病であり厚生労働大臣が定める程度である児童	対象者	障がい(疑)のある児童
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援をする。就学中の児童に授業の終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。集団生活への適応の為の専門的な支援を行う。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	サービスの申請 → 相談支援事業所に障害児支援利用計画の作成を依頼 → 心身の状況等について調査及び聴き取り → 利用計画案提出 → 受給者証の交付 → 事業所と契約・利用 障がいのある児童の保護者から申請(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問) → 申請書受理 (手帳を有しない児童においては必要なら相談センターより意見書を求める。) 保健師又は相談支援専門員から認定調査、担当者から勘案事項聞き取り → 相談支援事業所より計画書の提出 → 児童通所サービス支給決定 → 保護者はサービス提供事業所、相談支援事業所と契約を結びサービスを利用開始。		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	令和4年度 障害児通所給付 延べ 595人 相談支援給付 延べ 105人 高額障害児通所給付 延べ 0人		
特記事項	補助事業 国2分の1・県4分の1		

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	80,253,368	うち繰越分 ↓ 0	93,630,526	うち繰越分 ↓ 0	87,600,000	うち繰越分 ↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)	41,970,000	49,290,000	43,800,000	うち繰越分 ↓	うち繰越分 ↓
	県支出金(b)	19,136,201	22,483,232	21,900,000	うち繰越分 ↓	うち繰越分 ↓
	地方債(c)				うち繰越分 ↓	うち繰越分 ↓
	その他(d)				うち繰越分 ↓	うち繰越分 ↓
	うち受益者負担				うち繰越分 ↓	うち繰越分 ↓
	一般財源(e)	19,147,167		21,857,294	21,900,000	うち繰越分 ↓
特定財源の名称・金額	障害児自立支援給付費負担金(国) 49,290,000円 障害児自立支援給付費負担金(県) 22,483,232円					
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 1 一般会計 款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 4 障害福祉費 障害児通所給付費 87,544,289円 障害児相談支援給付費 2,388,640円 国庫返還金 3,697,597円					
備考	令和4年度国庫負担金精算額 △4,323,536円(国費は翌年度精算のため令和5年度に支払い)					